【 令和７年度第５回中標津町自治推進会議報告 】

日　時：令和８年１月１６日（金）１９：００～２１：００
場　所：中標津町役場　１階　１０１会議室
出席者：１０名（中標津町自治推進会議委員６名、ファシリテーター１名、事務局３名）
傍聴者：なし

＜会議次第＞

１ 開 会

２ 会 長 挨 拶

３ 議 題

町民憲章 唱和

（昭和 40 年 7 月 1 日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

1　からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
1　誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
1　きまりを守り、明るいまちにしましょう。
1　自然を愛し、美しいまちにしましょう。
1　教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

※　議題に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認
（１）対話の場づくりの振り返りと確認について
　・12/16　ＣＩＲ（国際交流員）との意見交換
　・1/16　中標津町議員との意見交換
（２）本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換
（３）次回の勉強会について
（４）今後のヒアリング先について
（５）その他

４ 閉 会

＜配付資料＞

①　会議資料：ＣＩＲ（国際交流員）との意見交換会　答申ポイント東田案

＜会議結果報告＞

１．開会

２．会長挨拶

３．　議題

〔進行：東田ファシリテーター〕

※　前回の振り返りと本日の議題確認

東田ファシリテーター

次回３月の自治推進会議で本年度最後の勉強会となる。今までヒアリング（意見交換）を続けてきたが、この後のヒアリング開催の予定はない。そのままなしでよいかどうか話し合いたいのと、もし可能であれば令和８年度１回目の会議の時期を決められたらと思う。

（1）対話の場づくりの振り返りと確認について

≪対話の場・振り返り≫（資料）

■ＣＩＲ（国際交流員）との意見交換について

東田ファシリテーター

ＣＩＲ２人とも本当に日本語が堪能だった。

資料の答申ポイント東田案について説明したい。

①今回の対話の中では、条例への改正点はなかったと感じている。

②答申書に記載できそうなこと

・中標津で活動されているNICAの会という国際交流を目的に活動している団体があり、そのような方々を増やしていくといいと話があった。町やその他の活動団体等が勉強会や集いなどを主催する、活動する、増やすというようなことも書けるのかもしれない。

・国際的な町にしていくための方策をみんなで考えてほしいなど書けるかもしれない。

③実際に中標津で暮らす外国人の方たちは、留学生か働き手なのかでそれぞれ立場は違うが、解説に加えられるようなエピソードが何かあるかもしれない。

参加した委員の感想

・身近に外国人がいるようになったので、何かお手伝いできたらいいなと思っている。

・業務スーパーへの意見のインパクトが大きかった。海外の方の考え方は見ているところが違うのだろうと思った。

・おもてなしの話が出ていて、自分が子どもの頃は肉じゃがを作ったからおすそ分けしたりしていた。その時代の考えが根付いている地域（ベトナム）もあるようなので、現在の日本が忘れてしまったところだと思い印象に残っている。中標津ももう少しそういう心を持ってもいいのではないかと思った。

・外国人もそうだが、障がい者の方など誰でも暮らしやすいというようなことを広く見れたらいいと思った。

・自分たちが感じない魅力、世界で一番東にあるUNIQLOなど、そういうものを感じている。

東田ファシリテーター

そこをもっとアピールしたら、世界中から人が来ると思うと話していた。

委員

業務スーパーやマック、はま寿司、びっくりドンキーなども日本で一番東にある。

委員

業務スーパーは海外の商品がたくさんあると言っていた。ベトナムの商品や冷凍食品があって

ほどんど母国と同じ味で食べられるのがすごく嬉しいと話していた。

委員

留学生活の不安がある人に業務スーパーがあると言ったらその後はもう何も心配しないようだ。

委員

日本食が嫌なわけではないが、たまに故郷の食事を食べたくなると話していた。

委員

ＣＩＲは役場の職員になるのか？地域おこし協力隊なのか？

⇒　役場の所属だが、地域おこし協力隊とは違う。

委員

ＣＩＲという存在はどんどん増えてく方向にあるのか？

⇒　北海道では東川町等がＣＩＲの仕組みを使っている。中標津町の近隣でＣＩＲがいる市町村はないと話していた。

委員

そうするとそこも中標津の強みということか？

⇒　本人たちが希望してきているわけではなく、中標津町がＣＩＲという仕組みを使いたいと手を挙げて、そこで来られた二人。（国の事業：ＪＥＴプログラムにより派遣）

委員

それであれば、いなくなる可能性も替わる可能性もあるのか？

⇒　現在いる二人は、一人は広島県から、一人は東京にいて一旦キルギスへ帰った後派遣されて来た。

東田ファシリテーター

中標津は思ったよりもすごくいいと話していた。

この後もＣＩＲの仕組みは使っていきたいと役場の担当者も話していたが、同じ人がずっと居続けらるわけではない。

委員

そういう方がいるのは強みというか、日本語学校、専門学校もあるのでいいと思う。

東田ファシリテーター

外国人の方に声をかけてくれて“みんなの景観なかしべつプロジェクト”（通称：みんなか）の活動に連れてきてくれたりツアーをやってくれたりと、みんなかとしても助かっている。お願いをするといろいろやってくれる。

■議員との意見交換について

東田ファシリテーター

今日の午後、議会運営委員会の議員と後藤議長と、議会基本条例や自治基本条例についていろいろな話をした。今日の昼の話なので答申ポイントはまだ作れてないが、簡単に報告したいと思う。

自治基本条例は、町民・議会・行政の三者が集まって議論して作った条例で、私たちはこの三者が揃って条例を作ることができたことを誇らしく思っているが、議会基本条例が制定されたら、自治基本条例が改正されたり、議会に関係する条文を抜くという意見が出されたりするのではないか、自治基本条例とは全然違う内容になったり、重複する内容になるのかどうかなどどのように考えているのかを質問した。

〇議会基本条例制定について議会運営委員長から報告

・現在、議会基本条例制定を検討していて、来年度制定を目指している。

・視察や研修を行い、資料等を集め、本格的に内容や章立て等議論している。

・自治基本条例は三者で議論して制定したという想いはすごく大事にしたい。

・自治基本条例では基本的なことが書かれている。議会基本条例では、その内容を細分化するイメージで考えているので条文を抜くつもりはない。

・自治基本条例の文言を引用することはあっても、全然違う内容は考えていない。

・あくまで議員・議会の活性化について言語化や細分化していくような条例を考えているので、自治基本条例に相反するということはない。

・自治基本条例が町の憲法にあたる条例であるので、そこにぶら下がる形で考えている。

・制定にあたり、なんらかの形で町民の意見を聞きたいと思っている。

⇒自治推に意見を求めてもらってはどうかと委員から意見があり、ぜひ意見を伺いたいと話があった。

〇自治基本条例への意見

第４章「町内会及び町民活動団体」、特に「町内会」の部分について

・町の共助の基盤は町内会だと思っていて、自治の基本単位だと思う。第４章が「町内会及び町民活動団体」と同列に置いているのは違うのではないかと思っている。共助の基盤が町内会だということも表示すべきだし、同列に置かないでそれぞれ「町内会」「町民活動団体」というくくりで章立てをするか、条文を分けるのがいいのではないか、分けてもらいたい。はっきりと分ける条例を作ることで、町民のみなさんや行政のみなさんの議論が巻き起こったり、条例の効力等自治推進会議で変えていくことで、巻き起こる影響力みたいなものを期待する。

東田ファシリテーター

自治基本条例策定にあたり検討を始めた頃 50 人位の策定委員全員で分けるか分けないかずっと議論したが、結果的に分けなかった。

なぜかというとまず町内会という言葉を自治基本条例に入れている町は当時ほとんどなかった。地域コミュニティとかコミュニティ、町民団体（町内会も入る）という言葉が使われていて、町内会の位置が自治の中でも薄かった。でも中標津はそれは駄目だ、必ず町内会という言葉をきちんと入れようということになった。その後全国的にも町内会が大事だということで、札幌では町内会促進条例が制定されたり、防災など様々な動きが起きていて町内会支援になってきている。

改めて今回の意見を聞いてどう思うか？

委員

正直、自分はそんなにこだわらなくてもいい感じはするが、全町連との意見交換の際に同じ意見をいただいている。

昔の加入率 80%の頃は分けるということに意味があった気もするが、現在 30%ぐらいしか加入されていない状況の中でどうなのかと思ったりもする。

たった 30%なのか、30%は多い数字なのかと考えた時に、昔と比べるとすごく少ない数字だと思う。その 30%の町内会が町内会は大事だと言ったところで、実際どうなんだろう、本当に大事だったらもっと多くの人が興味を示したり反応があったりするのではないかという疑問が常に自分の中にあるので、本当に分ける必要があるのかと思う。

委員

自分は、同じ任意でも立ち位置として同列ではなくあえて分けた方が、町内会に重きを感じてくれるだろうと感じた。やはり町内会自体は大事だと、そう思ってくれる人が30%からどんどん上がっていくように、分けた方がいいのかなと今日聞いていて思った。

委員

市街地は30%台かもしれないが、計根別地区や郡部は必要性がわかっているから加入率は高い。

委員

行政と繋がるのはやはり町内会。普通の団体に何か言われても説得力があまりないと思う。

委員

地域の総意として町に何か話をしたいとなったら町内会になる。

委員

より加入率を増やしていけるよう札幌市のような促進条例ができていくとしたら、分けておいたほうがいいと思う。

委員

現状よりも、これからどうありたいか。

委員

町内会は共助なのだろうか？互助ではないかと思うが。

委員

どう解釈するかによる。同じ言葉を使っていても団体や人によって捉え方が違う。それぞれの考え方があるから共助ではないとも言いきれない。

委員

ネットで調べても、自助・共助・公助という分け方と、自助・共助・互助という分け方がある。共助が社協のような組織で、互助というのがご近所同士で助け合うことという分け方をしているものもある。

委員

公助はほぼ行政、社協は一律のサービスという位置づけでいったら共助のような感じにもなるし、決まってはいない。「益」で話すと、公益的な団体であれば公助でも差し支えないと思うし、考え方で言ったら公助は行政というのであれば、そこからもう少し共益性の方にずれて、共助という形でもいい。考え方を我々がしっかりしていればいいと思う。難しい。

東田ファシリテーター

自治推としてどう考えるか、中標津町みんなでどう捉えてるかということを考えていく必要がある。町内会についてはまた議論していきたいと思う。

町民活動団体は好きな人ややりたい人がやりたいことをやる団体で、もちろん自分たちの使命感とかミッションを持ってはいるが、町内会ははっきりとエリアでも分かれていてやるべきことややらなければならないことがあり、ＮＰＯ的なこととは違うのではないかと前から思っている。

以前議論があった頃は、自治とは何か？とか中標津町で協働を推進していくということ自体、自分も含めわかっていなかった。今このタイミングでまた議論が起きていて、委員のみなさんが町内会を何とかしたいと思っているのだったら、自治推でできることはまず分けて書いていくことではないか思う。

第18条で「議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。」と書いてあるし、第19条には、「行政も連携を図るとともにその活動を促進するため、支援しま

す。」と書いてあるが、どのように支援してくれるのか、しっかり支援してほしいと思うようになってきた。だったら私達自身が自治を進めるために大事だと思うのであれば分けるという内容の答申を出すということが一つやり方としてあると今日思った。

委員

第15条第２項に「町民活動団体とは主体性を持って組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体」とある。何でもかんでも町民団体ではないということだ。

東田ファシリテーター

だから趣味のサークルは入らない。

例えばカラオケクラブももっと広く町民の前で「声を出して元気にやりましょう」というメッセージがあったり、絵を描くクラブが展示をしてそれを見ていいなと思ったり、そうなってくると公益性が高まってきて趣味かどうかというのはまた微妙になる。

委員

E-Photo Clubのように写真を通して地域貢献をするという目的の団体もある。集まることでお喋りしたり生きがいになっているなどそういうこともある。本来だと町民活動団体の定義はすごい狭いが、この町の規模だったらいろんなサークルが入っていてもありかなと個人的には思う。そこに人が集まるという役割が、コロナ渦を過ぎた今だからこそ、お喋りする趣味のサークルかもしれないけれど大事な意味があったりするのではないかと思っている。

東田ファシリテーター

町内会の部分ではないやり取りもあったので、今日参加した委員から話してもらいたい。

委員

こちら側の答申を考える時に、議会に対して参考にするものがないという中で、「自己チェックシートを作っては？」という意見が出た。問題あるところをうまく抽出できたらどうだろうというような意見が出て意外で面白いと思った。

東田ファシリテーター

本当に自治が進んでいるかどうか、何が進んでいたら自治というのかをチェックするものを作っては？と提案してくれた。自分たちもチェックするが、自治推がしっかり進めていると思っているか、行政や各担当課に自分の業務は自治が進んでいるかどうかをチェックしてもらってはどうかという話も出ていた。

委員

重たい内容だったがざっくばらんに話せてよかった。

東田ファシリテーター

私たちも議会基本条例を勉強しておかないと意見は言えない。

事務局から議事録が出るのと、私の方でその議事録と今日自分が思ったことや議論した内容の答申ポイントを作成して次回の自治推の会議資料に出したい。また、今後は条例改正に向けた作業に入っていくことになる。３月の会議で少し細かく話したいと思う。

（２）本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換

・第６章、第７章、第８章を音読し、自由に意見を出し合う

☆第 6 章　行政

第 24 条（町長の責務）と解説について

〇町長は議会と協力するとかそういう内容は一切入ってこないのか。

東田ファシリテーター

　行政と議会はそれぞれ独立した状態でチェックもし合うし、確認して調整はし合うが、協力するわけではない。それぞれチェック機能として動いてないといけない。

〇条文第３項〈町長は、常に簡素で効率的な～～〉の「効率的な」はわかるが「簡素」である必要があるのだろうか。

・「簡素」というのはわかりやすいということか。

・お金を華美にかけずわかりやすくあっさりとというイメージか。

・もっとわかりやすい言葉で表現ができないか。

東田ファシリテーター

　解説にも「簡素で効率的な組織」とそのまま書いてある。できれば解説から考えていきたい。

　今の社会の行政のベターなあり方を表現する言葉があるとしたら、条文は変えなくても解説の方には入れたい。事務局はどう思うか？

事務局

　「簡素」は確かに違和感はある。わかりやすいとか町民にわかってもらうという意味の簡素だと思うが、わかりづらいかもしれない。

　⇒　「効果的」「質素」「単純明快」とか。

　⇒　解説の「簡素」を「わかりやすく」という表現でいいのではないか。

東田ファシリテーター

　「簡素でわかりやすく効率的かつ効果的な」など文言はいろいろある。言葉を調べてみよう。

〇解説が全体的によくわからない。シンプルにまとめられないか。

〇解説の３段落目〈また、行政運営は、～～〉は町長の責務に必要なのか。

〇解説４行目〈行政は、町長及び執行機関によって運営されますが、～～〉から始まらなくていいと思う。

〇解説２段落目は〈町長は、行政執行の代表であり執行機関を統括する立場から、～～〉から始まった方がいいのでは。

〇解説３段落目からの行政運営のことは、第 25 条に記入した方がいい気がする。

東田ファシリテーター

　行政の章立てで、いきなり町長のことから始まるので、解説では最初に町長のことを説明し、次に行政のことを説明、最後に行政運営を説明している。

解説の「簡素」について表現を考える
２段落目の文章の構成について書き換えを検討
３段落目の行政運営に関する文章は第 25 条か

第 25 条（行政の責務）と解説について

〇解説がわかりづらい。

○解説に具体的な例が書いてあるといい。毎年公開している予算関係とか。
○解説２行目〈行政運営に関する透明性をさらに向上させ、～～〉
・全然向上してないのかと思ってしまう。何と比べて「さらに」なのか。第 24 条でも〈透明性の向上を図らなければなりません。〉とある。
・今も十分透明性はある。「さらに」はいらない。
・「透明性を十分確保し」でいいのでは。
・自分勝手に物事を決めるような執行機関になった時に、自治基本条例書いてあると言えるのであえて書いてあるのではないか。

解説文を修正してわかりやすくしたい

第 26 条（職員の責務）と解説について
○解説４行目〈町民の意向や～～〉あたりの文字間が広いような気がする。
○解説４行目〈～～、組織の横断的連携を密にし、知識の習得、能力の向上を図らなければならない～～〉の部分、連携を密にして知識の習得、能力の向上を図らなければならないわけではないと思う。
・「密にして」は前の部分にかかる。横断的連携を密にして職務を遂行するのだと思う。
・４行目に「職員は、町民との信頼関係を深めながら、変革し、～～～～、知識の取得、能力の向上を図らなければならない」と一文になっていて、似ているが違う内容の文章をつなげてしまっている。
○知識の取得と能力の向上に関して、１年に１回でも何かやっているのか？
・職員係で研修をしている。
・やっているなら、それをアピールしたらどうか。解説書に具体的な例を書くとか。
・町民に対して、役場の人は頑張っていると知ってもらえる。
東田ファシリテーター
もう少し具体的に何をしているかを解説にいれるといい。

解説に具体例を加えたらどうか
解説の文章を修正する

第６章について
○第 25 条だと、〈行政は、～～公正かつ誠実に～～〉〈～～、行政運営に適切に反映します。〉と書いていたり、第 26 条第２項では〈～～、公正かつ適正に～～〉と書いてあり、「誠実」は出てこない。第 24 条（町長の責務）には「誠実」は出てこない。言葉の使い方が気になる。
・第 25 条（行政の責務）の〈～～、公正かつ誠実に執行しなければなりません。〉はいい。
・行政は「誠実」、職員は「適正」はいいと思う。
・それで言えば、町長は「誠実」でなければいけないということにならないか。
・「公正」でまとまればいいのでは。
事務局
調べる必要はあるが、おそらく地方自治法の引用から誠実が出てできているのではないか。

⇒　地方自治法の執行機関の条文では「誠実」と書いてある。

⇒　言葉が間違っているわけではないので、意図があるなら良い。

⇒　「公正」は地方公共団体には書いてない。監査委員や選挙管理委員会に関しては公正と書いている。

東田ファシリテーター

地方自治法などの法律から引用したと思うが、その繋がりをチェックするというところを私達自身もやった方がいい。読んでいて居心地はよくないが間違っているわけではない。

⇒　「公正かつ誠実」、「公正かつ適正」と両方入れているのがおかしいのかもしれない。

第 27 条（議会と行政の関係）と解説について

○第２項中〈町民各層〉という言葉は普段使わないと思った。

・「層」は今の時代なじまないような気がする。富裕層と貧困層とかそんな意味合いで受け止めがちな気がする。

・いろんな人という意味だと思うが「各層」を削って「町民」でいいような気がする。

・年代の層ではないか。各年齢層。

・年齢だったら各層で納得いくが性別、人種、民族が入ってくると違和感が出てくる。

⇒　解説書で書き方を工夫するか。

東田ファシリテーター

多様性を考えながら書き方を修正しよう。

国連から企業に対して、各層の枠をなくすようにと提言のようなものが出た年があり、大きい企業ほどその提言を踏まえた新しい指針を発表した。

人種差別、性差別、女性差別、年齢差別等を全部撤廃していくようにという人権の問題。それがここの各層の書き方の参考になるのではないかと思う。

各層という言葉を改正するかどうか、もし解説での書き方がどうにもならないとなったら条文の各層が今の社会に合わないから改正したいという答申書を出さなければならないかもしれない。各層は違和感がある。

○第２項下から２行目〈～～、中標津町の発展のため～～〉について、第７期の総合計画から今まで計画名についていた発展を外したのでどうなんだろうと思った。

・発展していった方がいいのではないか。計画名からは発展が外れてもさらに発展していく努力は必要なのではないかと思う。

・発展とはどういうことをどういう状態があって発展なのか。

・近年外国人が増えて雰囲気が変わってきたとか。

○解説３行目〈議会及び行政は、本町の特性を活かした政策立案が図られるよう、町民の意見を聴くことはもちろん、広く専門家の意見を聴くとともに～～～〉について、議会及び行政は、まずは広く町民の意見を聞く、そして専門家の意見も参考とし、本町の特性を活かした政策立案が図られるようにするという流れの方がいいのでは。

・条文を変えないと駄目なのではないか。

・条文は〈～～、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、～～～〉につながっているが、解説は広く専門家だけ強調されているような気がする。何か違うと思う。

○解説の１行目〈緊張感〉という表現もすごい。

東田ファシリテーター：

馴れ合いになっては困るということ、仲が良いということとは違う。

第 27 条第２項については考えよう。解説は修正しよう。

「町民各層」についての違和感を解消したい

☆第 8 章　行政運営

第 28 条（総合計画）と解説について

〇見出しは（総合計画）となっているが、総合計画のことを言いたいわりには条文には基本計画しか入っていない。どっちなのか。

事務局

総合計画の中に基本構想があってその下に実際動く基本計画が前期後期としてある。その下に実施計画がある。

東田ファシリテーター

解説がわかりづらい。解説でシンプルに説明すればいいと思う。

⇒　総合計画と書いてあるが総合計画について書いていない。人に説明されてわかるのは良くない。解説で深く説明されるものだと思う。

⇒　文字だけでなくて総合計画に掲載されている図を入れてはどうか。そこに補足で文章を入れる。

東田ファシリテーター

事務局で調べてもらってもよいだろうか。

（３）次回の勉強会について

（４）今後のヒアリング先について

・引き続き第 28 条（総合計画）から

・前回会議の時に話のあった後期基本計画について、冊子が出来上がるのは３月の予定

⇒　先に計画のデータをメールで送付し、冊子はできしだい配布する

・本日、議会議員との意見交換実施し、予定していた意見交換は終了した。

・２月は特に予定はなし。

⇒　３月に会議は予定されているが、答申までに集まれる回数は３回しかない。

条文の勉強・ヒアリングの内容などこのままの予定で大丈夫か。

・条例の読み込みはこのままで間に合うだろうか。

・集まって読み込みをしよう。

臨時勉強会開催決定！
２月 16 日（月）13：30～
役場 201 会議室

（5）その他

東田ファシリテーター

３月の会議の際、来年度５月の日程を決めたいので各自の日程を確認しておいてほしい。

≪第６回の会議等日程≫

令和８年３月 17 日（火）19：00～　　役場 301 会議室（暖かい服装で）

４　閉会

まとめ

(1) 対話の場づくりと振り返りと確認について

★CIR　・条例改正に通じるまでの課題は特になし

・答申に向け検討できそうな内容があった

・解説に盛り込めそうなエピソードがあるといい

★議員　・次回会議で再度振り返りを行う

(2) 本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換

・第６章、第７章、第８章(途中まで)

(3) 次回の勉強会について

・2 月 16 日(月)13:30～　第８章～

(4) 今後のヒアリング先について

・特に予定なし

(5) その他

・第６回会議 ： 3 月 17 日(火)19:00～　301 会議室(暖かい格好で！)

※次年度の予定を各自確認してくる

・後期基本計画をメールで送付(各自確認する)